

松島町出会いサポート事業支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町における少子化対策の推進と、定住人口の増加を促進し、地域の活性化を図ることを目的に、予算の範囲内で松島町出会いサポート事業支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、松島町補助金等交付規則（平成16年松島町規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 独身者 申請時点で松島町に1年以上住所を有する20歳以上39歳以下の未婚者をいう。ただし、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻を予定している者を除く。
- (2) みやぎPISA みやぎ青年婚活サポートセンターが実施する婚姻相談サービス事業をいう。
- (3) みやマリ みやぎ結婚支援センターが実施する結婚及び婚活支援事業をいう。

(対象者)

第3条 支援金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和5年4月1日以降に、みやぎPISA又はみやマリ（以下「サポートセンター」という。）に入会し、婚姻するための活動を行う意思がある独身者
- (2) 町税等（個人住民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。以下同じ。）の滞納がない者
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める被保護者でない者
- (4) 松島町暴力団排除条例（平成24年松島町条例第20号）第2条第3号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）及び第2条第4号に規定する暴力団員等に該当しない者
- (5) 他の市区町村から本事業と同等の支援を受けていない者
- (6) 過去にこの制度に基づく交付を受けたことがない者
- (7) 交付決定後3年間は町内に居住する意思がある者

(対象経費及び交付金額等)

第4条 対象経費は、サポートセンターにおける入会金とする。この場合において、入会時に入会金と併せて紹介料も支払う場合は、その額も対象経費に含めることができる。

- 2 支援金の額は、前項に規定する対象経費の合計額とし、1万円を上限とする。
- 3 前項に規定する支援金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の申請は、松島町出会いサポート事業支援金交付申請書(様式第1号)によるものとし、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 対象経費を支払ったことが分かるサポートセンター発行の領収書の原本又は会員証の写し
- (2) 町税等を滞納していないことが分かる書類の写し(申請日の前1月以内に発行されたもの)。ただし、町で町税等の納税状況を確認することに同意する場合は、松島町出会いサポート事業支援金交付申請書の意思表示欄に記入することにより納税証明書の提出に代えることができる。
- (3) その他町長が必要と認める書類

- 2 前項の申請は、規則第12条の規定による実績報告とみなす。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の申請を受理したときはその内容を審査し、支援金の交付の可否を決定し、松島町出会いサポート事業支援金交付決定通知書(様式第2号)又は松島町出会いサポート事業支援金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、第1項の交付決定に必要な条件を付すことができる。

- 3 第1項による交付決定の通知は、規則第13条の規定による支援金の額の確定通知を兼ねるものとする。

(支援金の請求)

第7条 前条の規定による支援金の交付決定を受けた者は、松島町出会いサポート事業支援金交付請求書(様式第4号)により、町長に支援金の請求をするものとする。

(支援金の交付)

第8条 町長は、支援金の交付請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに、支援金を交付するものとする。

(支援金の交付決定の取消し)

第9条 町長は、申請者が次のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付を取り消すことができる。

- (1) 交付決定者が、支援金を受領した日から起算して3年以内に町外へ転出した

とき。

(2) 虚偽の申請その他不正の行為により支援金の交付を受けたとき。

(3) その他町長が特に必要と認めたとき。

2 町長は、支援金の交付を取り消したときは、松島町出合いサポート事業支援金交付決定取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（支援金の返還）

第10条 町長は、前条の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、松島町出合いサポート事業支援金返還命令書（様式第6号）によりその返還を命じるものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定のあったものに関しては、この告示の失効後も、なおその効力を有する。